

静岡県告示第9号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号、第53条第1項第6号並びに別表第3（に）欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域の指定及び数値を決定し、平成30年1月9日から施行する。

平成30年1月9日

静岡県知事 川勝平太

区域	市	指定区域及び数値
東駿河湾広域都市計画区域（三島市萩地区）のうち用途地域の指定のない区域	三島市	市の計画図表示の区域及び数値

(図面は静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課及び三島市に備え置いて一般の縦覧に供する。)